

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域消防組合が施行する建設工事、建設コンサルタント業務、役員業務等（当該工事、業務等を委託する場合を含む。）の発注基準及び指名基準（以下「発注基準」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2 この規程において、「建設コンサルタント業務等」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

(建設工事の発注基準)

第3条 一般競争入札に付する建設工事は、事後審査型条件付き一般競争入札を原則とし、その発注基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土木一式工事 別表第1
- (2) 建築一式工事 別表第2
- (3) 管工事 別表第3
- (4) 電気工事 別表第4
- (5) 舗装工事 別表第5
- (6) 塗装工事 別表第6
- (7) 防水工事 別表第7
- (8) 前各号の発注基準に該当しない建設工事、技術的又は施工的に難易度の高い建設工事、特殊な建設工事及び多様な入札方式を考慮しなければならない建設工事並びに地域性により施工条件が制限される建設工事 奈良県広域消防組合契約制度等審査会規程（平成26年訓令甲第7号。以下「審査会規程」という。）第5条第6号の規定により入札方法及び入札参加資格要件を決定するものとする。

2 別表第1から別表第7までの会社施工実績については、各入札に付する建設工事に係る入札参加資格確認申請書の提出期限日を起算日とし、過去10年以内に対象工事と同種の工事の施工実績を有していることとする。

3 一般競争入札に抛り難い理由がある場合であって、審査会規程第5条第6号に規定する審査会の審議結果に基づき指名競争入札に付する建設工事の指名業者は、当該工事内容、当該工事規模その他の施工条件を勘案し、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定

に基づく業種別経営事項審査結果、施工実績、受注物件手持状況、地理的条件その他入札参加資格要件を考慮の上、業者選定を行い、同審査会の審議を経て決定することとする。

(建設コンサルタント業務等の発注基準)

第4条 一般競争入札に付する建設コンサルタント業務等については、事後審査型条件付き一般競争入札を原則とし、その発注基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 測量業務 別表第8

(2) 建築関係建設コンサルタント業務 別表第9

(3) 前2号の発注基準に該当しない建設コンサルタント業務等 審査会規程第5条第6号の規定により入札方法及び入札参加資格要件を決定するものとする。

2 別表第8及び別表第9の会社履行実績については、各入札に付する業務に係る入札参加資格確認申請書の提出期限日を起算日とし、過去10年以内に対象業務と同種の業務の履行実績を有していることとする。

3 一般競争入札に抛り難い理由がある場合であって、審査会規程第5条第6号に規定する審査会の審議結果に基づき指名競争入札に付する業務の指名業者は、当該業務内容、当該業務規模その他の履行条件を勘案し、履行実績、受注物件手持状況、地理的条件その他入札参加資格要件を考慮の上、業者選定を行い、同審査会の審議を経て決定することとする。

(共通事項)

第5条 指名競争入札における指名業者数は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準によるものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 設計金額が500万円未満の場合 7者以上

(2) 設計金額が500万円以上の場合 10者以上

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日訓令甲第5号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日訓令甲第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月20日訓令甲第12号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日訓令甲第9号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月20日訓令甲第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

土木一式工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

単 体 に よ	設計金額	1円以上 300万円未満	300万円以上 1,000万円未 満	1,000万円以 上 4,500万円未 満	4,500万円以 上 1億5,000万 円未満	1億 5,000万 円以上
------------------	------	-----------------	--------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------

る 入 札 参 加 資 格 要 件	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評定値 (P)	700点未満	600点以上 800点未満	700点以上	800点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	資本金2,000万円以上の法人に限る	資本金4,000万円以上の法人に限る	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の土木工事業許可			特定建設業の土木工事業許可	別途審査会に諮る
	配置技術者	土木工事業に係る資格を有する主任技術者		土木工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者又は監理技術者	土木工事業に係る1級の資格を有する監理技術者	別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に契約金額130万円以上の土木一式工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額300万円以上の土木一式工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額1,000万円以上の土木一式工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額3,000万円以上の土木一式工事元請実績1件以上	別途審査会に諮る
J V に よ る 入 札 参 加 資 格 要 件	総合評定値 (P)	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る
	資本金					
	配置技術者					

注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。

別表第2 (第3条関係)

建築一式工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

単体による入札参加資格要件	設計金額	1円以上 300万円未満	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 7,000万円未満	7,000万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円以上
	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評定値 (P)	750点未満	650点以上 850点未満	750点以上	850点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	資本金2,000万円以上の法人に限る	資本金4,000万円以上の法人に限る	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の建築工事業許可			特定建設業の建築工事業許可	別途審査会に諮る
	配置技術者	建築工事業に係る資格を有する主任技術者		建築工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者又は監理技術者	建築工事業に係る1級の資格を有する監理技術者	別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に契約金額130万円以上の建築一式工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額300万円以上の建築一式工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額1,000万円以上の建築一式工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額3,000万円以上の建築一式工事元請実績1件以上	別途審査会に諮る
JVによる入	総合評定値 (P)	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る
	資本金					
	配置技術者					

札参加資格要件					
注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。					

別表第3 (第3条関係)

管工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

単体による入札参加資格要件	設計金額	1円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評価値(P)	700点未満	600点以上	700点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	—	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の管工事業許可			別途審査会に諮る
	配置技術者	管工事業に係る資格を有する主任技術者			別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に 契約金額130万円以上の管工事元請実績1件以上	過去10年以内に 契約金額130万円以上の管工事元請実績1件以上	過去10年以内に 契約金額300万円以上の管工事元請実績1件以上	別途審査会に諮る
JVによる入札参加	総合評価値(P)	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る
	資本金				
	配置技術者				

資 格 要 件					
注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。					

別表第4 (第3条関係)

電気工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

単 体 に よ る 入 札 参 加 資 格 要 件	設計金額	1円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評定値(P)	700点未満	600点以上	700点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	—	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の電気工事業許可			別途審査会に諮る
	配置技術者	電気工事業に係る資格を有する主任技術者			別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に 契約金額130万円以上の電気工事 元請実績1件以上	過去10年以内に 契約金額130万円以上の電気工事 元請実績1件以上	過去10年以内に 契約金額300万円以上の電気工事 元請実績1件以上	別途審査会に諮る
J V に よ る 入 札 参 加 資 格	総合評定値(P)	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る
	資本金				
	配置技術者				

要件					
注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。					

別表第5 (第3条関係)

舗装工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

	設計金額	1円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
単体による入札参加資格要件	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評定値(P)	700点未満	600点以上	700点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	—	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の舗装工事業許可			別途審査会に諮る
	配置技術者	舗装工事業に係る資格を有する主任技術者			別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に契約金額130万円以上の舗装工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額130万円以上の舗装工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額300万円以上の舗装工事元請実績1件以上	別途審査会に諮る
	JVによる入札参加資格要件	総合評定値(P) 資本金 配置技術者	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る

注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。

別表第6 (第3条関係)

塗装工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

単体による入札参加資格要件	設計金額	1円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評定値(P)	700点未満	600点以上	650点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	—	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の塗装工事業許可			別途審査会に諮る
	配置技術者	塗装工事業に係る資格を有する主任技術者			別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に契約金額130万円以上の塗装工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額130万円以上の塗装工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額300万円以上の塗装工事元請実績1件以上	別途審査会に諮る
JVによる入札参加資格要件	総合評定値(P)	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る
	資本金				
	配置技術者				

注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。

別表第7 (第3条関係)

防水工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

単体による入札参加資格要件	設計金額	1円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
	地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
	総合評定値(P)	700点未満	600点以上	650点以上	別途審査会に諮る
	資本金	—	—	—	別途審査会に諮る
	建設業許可	特定又は一般建設業の防水工事業許可			別途審査会に諮る
	配置技術者	防水工事業に係る資格を有する主任技術者			別途審査会に諮る
	配置技術者実績	—	—	—	別途審査会に諮る
	会社施工実績	過去10年以内に契約金額130万円以上の防水工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額130万円以上の防水工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額300万円以上の防水工事元請実績1件以上	別途審査会に諮る
JVによる入札参加資格要件	総合評定値(P)	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る	別途審査会に諮る
	資本金				
	配置技術者				
注1) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。					

別表第8 (第4条関係)

測量業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

設計金額	1円以上300万円未満	300万円以上500万円未満	500万円以上
地域条件	組合管内本店業者	組合管内本店業者 組合管内準本店業者	別途審査会に諮る
会社履行実	過去10年以内に契約金額50万円以上の測量業		別途審査会に諮る

績	務元請実績 1 件以上	
配置技術者	※ 案件ごとに設定すること	別途審査会に諮る
注 1) 必要に応じ、入札参加資格要件を付加することができる。		
注 2) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。		

別表第 9 (第 4 条関係)

建築関係建設コンサルタント業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札発注基準

設計金額	1 円以上500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上
地域条件	組合管内本店業者 組合管内準本店業者 (改修工事・構造診断・耐震診断については奈良県内本店業者を含む。)	組合管内本店業者 組合管内準本店業者 奈良県内本店業者 奈良県内準本店業者	別途審査会に諮る
会社履行実績	過去10年以内に契約金額50万円以上の同種業務(案件ごとに設定)元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額200万円以上の同種業務(案件ごとに設定)元請実績1件以上	別途審査会に諮る
配置技術者	※ 案件ごとに設定すること		別途審査会に諮る
注 1) 必要に応じ、入札参加資格要件を付加することができる。			
注 2) 上記発注基準に抛り難い場合については、別途審査会に諮る。			